

第14 その他

1 行政機関の連携体制の確立

(1) 都道府県労働局間の連携

都道府県労働局は、その管轄する派遣元事業主、派遣先等労働者派遣に係る違法行為の防止、摘発を全責任をもってこれに当たることは、いうまでもないが、派遣元事業主と当該派遣元事業主に係る派遣先を管轄する労働局が異なる等の場合においても、一貫した違法行為の防止、摘発が行われ、派遣労働者の保護と労働者派遣事業の適正な運営を確保することが必要である。

このため、労働局は必要に応じ関係労働局に違法行為に関する通報、調査事務の委嘱を行い、当該通報、調査事務の委嘱を受けた労働局はそれに対応して報告の徴収、立入検査等を行う等その連携を図ること。

(2) 他の労働行政との連携

イ 労働基準監督行政との連携

法の施行に当たっては労働基準監督行政が法第3章第4節（法第47条の2を除く。）に係る部分を所管し、同節以外の部分については、職業安定行政が所管することとなるが、派遣元事業主が労働基準法等の労働基準局所管法令に違反した場合には、職業安定行政において改善命令、許可の取消し、事業廃止命令等の処分を実施する必要がある場合があり、また、相互に自己の所管する以外の法規定について違法行為を発見する場合もある。

このため、職業安定行政は労働基準監督行政との相互間で情報提供を行う等密接な連携を確保し、派遣労働者の保護及び労働者派遣事業の適正な運営の確保を図ることとする。

ロ 雇用均等行政との連携

法第47条の2に係る部分は雇用均等・児童家庭局が所管しているものであり、当該規定に関連して派遣労働者等から相談、苦情があった場合は、職業安定行政は雇用均等行政と必要な連絡調整を行い、迅速かつ的確な処理に努めるほか、日頃から職業安定行政及び雇用均等行政は相互に十分な情報交換に努めることとする。

2 派遣元責任者講習

(1) 目的

法第36条により選任を義務づけられている派遣元責任者に対し、法の趣旨、派遣元責任者の職務、必要な事務手続等について講習を実施することにより、派遣元事業所における適正な雇用管理及び事業運営の適正化に資することを目的とする。

(2) 派遣元責任者講習の実施機関

派遣元責任者講習は、職業安定局長に講習の開催に係る申出を行い、次の事項について確認された者が実施するものとする。

イ 労働者派遣事業に関わる講習又は研修等の事業実績を申出の日の属する年度又はその前年度を含む連続する3年において少なくとも各1回以上有する法人であること。

ロ 法人及びその役員が、労働者派遣事業の許可の欠格事由（第4の1参照）に該当しないものであること。

ハ 資産について、債務超過の状況にないこと。

ニ 労働者派遣事業及び職業紹介事業のいずれについても、自ら営むものでないこと。

ホ その他不相当であると判断するに足る理由がないこと。

(3) 受講対象者

派遣元責任者講習は、派遣元事業主又は労働者派遣事業を行おうとする者により派遣元責任者として選任されることが予定されている者及び派遣元責任者に選任されている者その他労働者派遣事業に関する一定水準の知識を習得し、理解を深めようとする者を対象として実施することとする。

(4) 派遣元責任者講習開催に係る申出手続

開催が予定される講習については、開催日の前々月の末日までに厚生労働省のホームページに掲載する。このため、講習の開催を予定する者は、厚生労働省のホームページ掲載希望日の2週間前までに、職業安定局長に掲載を申し出るものとする。掲載申出は、次の書類を厚生労働省職業安定局需給調整事業課に提出することにより行うものとする。

なお、厚生労働省ホームページへの掲載申出に当たり、当該ホームページへの掲載申出日の2週間後の日の属する月の翌々月の1日から起算して、少なくとも6ヶ月以上に渡る期間の開催予定について申し出るものとする。

また、講習開催予定者は、厚生労働省のホームページ掲載日以降、受講者の募集を開始するものとする。

イ 派遣元責任者講習実施申出書（様式第15号）

ロ 定款又は寄附行為

ハ 労働者派遣事業に関わる講習又は研修等の事業実績を証する書類

ニ 代表者及び役員の履歴書

ホ 直近年度の貸借対照表及び損益計算書

ヘ 開催日時、開催場所、受講定員、受講料、講師（予定者）、受講者募集開始日時、募集締切日時、応募窓口、問い合わせ先を記載した書類（様式第16号）

(5) 受講者名簿の作成等

講習の実施機関は、次の事項を行うものとする。

イ 開催者番号、講習会場番号、受講者番号、受講年月日、受講者氏名を記載した受講者名簿（様式第17号）を作成すること。

ロ 講習終了後、速やかに受講修了者に対し、受講証明書（様式第18号）を交付すること。

ハ 受講者名簿は、講習終了後2週間以内に職業安定局長に提出することとし、その際には受講証明書交付済みの印を付した受講者名簿の写しを併せて提出すること。

ニ 講習に係る課目ごとの講義時間及び講師の氏名、肩書きを記載した実施報告書を上記八と併せて提出すること。

ホ 上記八及び二の書類（職業安定局長に提出したものの原本）については、当該講習終了後5年間保存すること。

(6) 派遣元責任者講習の内容

派遣元責任者講習は、次の内容により行わなければならない。

ただし、各講義課目の時間数が減少しない限り、講義内容を充実させることは差し支えない。

なお、新規受講者とは、派遣元責任者講習の受講を予定する日の前3年間において、派遣元責任者としての職務経験がなく、かつ、派遣元責任者講習を受講したことがない者とする。

講義課目	講義時間	講義内容
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 （新規受講者必修）	2 時間	わが国の労働力需給調整の体系（労働者派遣事業、職業紹介事業、労働者供給事業、募集を含む。） 法の意義、目的（第1章総則関係） 適用除外業務（法第4条） 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置（法第5条～第25条） 労働者派遣契約（法第26条～第29条） 派遣元事業主の講ずべき措置等（法第30条～第38条及び第47条の3）（「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」及び「日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」を含む。） 派遣先の講ずべき措置等（法第39条～第43条及び第47条の3）（「派遣先が講ずべき措置に関する指針」及び「日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」を含む。） 行政指導、行政処分、罰則等（法第48条～第62条等）
労働基準法等の適用に関する特例等について （全受講者）	1 時間	労働基準法等の適用に関する特例等（法第3章第4節） 最近の労働基準法等の改正の動向とポイント
労働者派遣事業運営の状	2 時間	最近（過去5年間程度とする。以下同じ。）の労働者派遣事業

<p>況及び派遣元責任者の職務遂行上の留意点について (全受講者)</p>		<p>制度の改正等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令、指針、労働者派遣事業関係業務取扱要領等 <p>最近の労働者派遣事業の運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業報告の集計（厚生労働省公表）からみた実情（派遣労働者数、料金、賃金等の推移等） ・各種調査による労働者派遣事業の実態 <p>最近の監督指導状況（厚生労働省公表）を踏まえた事業運営上の問題点</p> <p>派遣元責任者の職務遂行上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理を円滑に行うために必要とする知識の付与（労使関係法規、労働基準関係法規、派遣労働者からの苦情に対処するための心がまえ等） <p>事例紹介</p> <p>（経験者のみを対象とする講習の場合にあっては参加者によるディスカッション（講師が指導的なコメントを付することが必要）をもって事例紹介に代えることができる。）</p> <p>その他派遣元責任者の職務に関して留意が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用政策の方向、社会経済情勢一般等
<p>関係法令、制度の動向とポイント (全受講者)</p>	<p>20分</p>	<p>職業安定法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等</p> <p>労働保険制度、社会保険制度</p>
<p>個人情報保護の取扱いに係る労働者派遣法の遵守と公正な採用選考の推進について (全受講者)</p>	<p>40分</p>	<p>労働者派遣法、職業安定法等における個人情報の取扱い</p> <p>公正な採用選考の推進について</p>

(7) テキスト・資料の内容

講習で使用するテキスト等については、実施機関において定めるものとするが、第14 - 1 表に掲げる資料を必ず含めるものとする。

第14 - 1 表 派遣元責任者講習において配付する資料

資料の項目	配付する部分等
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	全部
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令	全部
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則	全部
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条第2項の市町村を定める省令	全部
労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示	全部
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間	全部
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項第2号口の規定に基づき厚生労働大臣の定める日数	全部

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第1条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する区域を定める告示	全部
派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	全部
派遣先が講ずべき措置に関する指針	全部
日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	全部
職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針	全部
労働者派遣事業関係業務取扱要領	全部
労働基準法	第3条、第5条、第7条、第32条、第33条～第36条、第40条、第41条、第60条～第63条、第64条の2、第64条の3、第66条～第69条、第100条～第102条、第104条、第104条の2、第105条の2、第106条、第109条、第112条
労働安全衛生法	第3条第1項、第4条、第5条第1項、第5条第4項、第9条～第15条の3、第16条第1項、第17条～第19条の2、第20条～第27条、第28条第4項、第29条、第30条の2、第31条第1項、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条第1項、第34条、第36条、第45条、第57条の3～第57条の5、第59条第2項及び第3項、第60条、第60条の2、第61条第1

	<p>項、第62条、第63条、第65条～第65条の4、第66条第2項～第5項、第66条の3、第66条の4、第66条の5第1項及び第3項、第68条、第69条、第70条、第70条の2第2項、第71条の2、第71条の3第2項、第71条の4、第78条～第80条、第88条～第89条の2、第90条、第91条第1項、第92条、第93条第2項及び第3項、第97条、第98条第1項、第99条第1項、第99条の2第1項及び第2項、第100条～第102条、第103条第1項、第106条第1項、第108条の2第3項、第115条第1項</p>
じん肺法	<p>第5条～第17条、第20条の2～第21条、第22条の2、第32条、第35条の2、第39条～第44条</p>
作業環境測定法	<p>第1条～第4条、第8条第2項、第38条～第56条</p>
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	<p>第21条～第23条</p>
「公正な採用選考をめざして」	<p>全部の写し</p>
その他厚生労働省から指示するもの	

(8) その他留意事項

イ 受講希望者の募集及び登録

(イ) 募集締切日時については、

特定の日時を定める方法

あらかじめ定めた定員に達した時点とする方法

又は のいずれか早いものとする方法

のいずれかの方法をもって定めるものとする。募集締切日時を経過後に空き定員が生じた場合には、厚生労働省のホームページに掲載した募集締切日時にかかわらず、引き続き受講者の募集を行って差し支えないものであること。

- (ロ) 受講希望者の登録は、応募順又は募集締切日時後の抽選とし、これ以外の方法により、例えば、募集開始日前等に一部の受講希望者を対象として優先的な登録等を行ってはならないものとする。

ただし、開催日の翌月又は翌々月に派遣元責任者に就任することを予定する者のみに限定した募集枠を設けることは差し支えないものとする。この場合、限定募集枠に係る上記(4)のへの募集締切日時及び受講定員を記載すること。

- (ハ) 講習実施機関においては、あらかじめ定めた受講定員に達した後、キャンセル待ちの応募を受け付けることができるものとする。キャンセル待ちでの受付を行う場合には、あらかじめその方法について定め、明示するとともに、キャンセル待ちの対象となっている受講希望者にはその旨を通知すること。

ロ 講習の追加・削除、変更等

- (イ) 講習の追加・削除及び上記(4)のへの項目については、当該追加・削除、変更に係る講習の開催日の前々月の末日の2週間前までに限り、申し出ることができるものとする。

ただし、講師予定者の変更については、随時、申し出ることができることとするが、厚生労働省のホームページへの反映は2週間後となり、開催までに反映されない場合がある。

- (ロ) 既に申出済みの期間内における講習の追加・削除、変更を行う場合については、上記(4)のなお書は適用しない。

ハ 受講対象者の限定及び受講料

上記イの(ロ)のただし書による場合を除き、講習実施機関の従業員、構成員等の関係者、講習実施機関の営む事業の利用者その他の特定の者に対象を限定し又は募集枠を設けて講習を実施するものではないこと。

なお、受講料については、あらかじめ対象者及び金額を明確にした上で、別に定めをすることができるものとする。ただし、この場合は、上記(4)のへにおいてその内容を具体的に記載すること。

ニ 受講証明書交付

遅刻又は離席があった者、受講の態度が良好でないものと実施機関が判断した者に対しては、受講証明書を交付してはならない。ただし、遅刻又は離席の場合にあっては、その理由が実施機関において真にやむを得ないものと認めるときは、この限りでない。

ホ 欠席、遅刻等に係る受講料の取扱い

受講者の欠席、遅刻等の場合における受講料の取扱いについては、あらかじめ実施機関において定め、明示するものとする。

ヘ 講習における休憩時間の確保

講習の実施に当たっては、所定の講義時間とは別に、概ね2時間に10分以上の休憩時間を設けることとする。

(9) 講習の適正な実施等について

イ 実施機関においては、講習の講義時間、講習で使用するテキスト・資料を当該講習以外の宣伝等他の目的の手段として利用するものではないこと。

ロ 講習の適正な実施等の観点から必要があると認められるときは、厚生労働省は実施機関に対して報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。報告を求められた実施機関は、それに応じるものとする。

ハ 実施機関が適正に講習を実施していないと認められる場合、実施機関がロの報告又は調査に正当な理由なく応じなかった場合には、職業安定局長は、講習の実施内容の改善又は講習の一部停止を指示し、又は2(2)の確認を撤回することがあること。

ニ ハにより2(2)の確認を撤回された者については、撤回された日から3年の間、講習の実施について確認を受けることはできないものであること。

派遣元責任者講習実施申出書

年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

申出者名(実施機関名)

代表者名

印

住 所

電話番号

別添の実施日程により、派遣元責任者講習を実施いたしたく申し出ますので、貴省ホームページへの掲載について、よろしくお取り計らい下さい。

申出者(役員を含む。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第6条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

派遣元責任者講習実施日程書

開催者番号

申出者名(実施機関名)

応 募 窓 口 :
 問 合 わ せ 先 :

開催日時	講習会場番号	開催場所	受講定員	講師(予定者)	募集開始日	募集締切日	受講料

(記載要領)

- 1 実施申出書は、厚生労働省職業安定局需給調整事業課から電子媒体で配付する様式に記入し、書面及び電子媒体により提出すること。
- 2 欄は厚生労働省において番号を付与するものであるため、実施機関においては記入しないこと。

派遣元責任者講習受講者名簿

厚生労働省職業安定局長 殿

開催者番号

申出者名（実施機関名）

代表者名

印

住 所

電話番号

講習会場番号	受講者番号	受講年月日	受講者氏名

（記載要領）

- 1 受講者名簿は、厚生労働省職業安定局需給調整事業課から電子媒体で配付する様式に記入し、書面及び電子媒体（印は省略するものとする）により提出すること。
- 2 開催者番号及び講習会場番号は、講習実施申出の際に厚生労働省から付与したものを記入すること。
- 3 受講者番号は、各講習ごとに付与すること。

開催者番号

講習会場番号	受講者番号	受講年月日	受講者氏名

派遣元責任者講習受講証明書

殿

生年月日

平成 年 月 日、 県において、派遣元責任者講習
を受講したことを証明する。

平成 年 月 日

番号 (- -)

実施機関の代表者

印

(記載要領)

番号の欄には、左から順に開催者番号、講習会場番号、受講者番号を記載し、
各番号の間に - を記載すること。

3 民間の協力体制の整備

(1) 概要

法の施行に当たっては、行政機関による違法行為の防止、摘発に加え、民間の自主的な活動によって労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護を図っていくことが必要不可欠である。

このため、上記の観点からの派遣元事業主団体の育成、当該事業主団体を通じての派遣元事業主への法の周知徹底、指導等が行われるよう努めるとともに、行政機関の違法行為の防止、摘発を補完するものとして派遣先、派遣労働者等に対する相談援助等を行う協力員を民間から選任し、設置する等民間の総合的な協力体制を整備するものとする。

(2) 労働者派遣事業適正運営協力員

イ 概要

厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、労働者派遣事業の運営及び派遣就業について専門的な知識経験を有する者のうちから、労働者派遣事業適正運営協力員（以下「協力員」という。）を委嘱することができる（法第53条）。

ロ 目的

労働者派遣事業の適正な運営及び派遣就業の確保に関する施策に協力して、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等の相談に応じ、専門的な助言を行うことを目的とする。

ハ 運営

(イ) 協力員制度が、派遣労働者、派遣元事業主、派遣先等に広く認識され、積極的に活用されるよう、当該制度周知用ポスターを作成し、公共職業安定所や派遣元事業主団体に配付するほか、派遣先責任者研修等においても十分周知するものとする。

(ロ) 各公共職業安定所に地域の協力員の氏名、連絡先を記載した名簿を掲示し、又は備え付け、派遣労働者や派遣元事業主等からの問い合わせに応じるほか、各都道府県労働局においても、協力員制度の概要や協力員名簿をホームページに掲載すること等により、それらの者が自由に閲覧できる体制を整える。

(ハ) 相談を受けた協力員が、派遣元事業主や派遣先に接触しやすいように、身分証明書を作成し、協力員の円滑な相談、援助活動の一助とする。

なお、身分証明書は次の様式により、都道府県労働局長が交付する。

(ニ) 各都道府県労働局は、「労働者派遣事業適正運営協力員会議」を年1回以上開催することとし、協力員間の情報交換や協力員への情報提供を十分に行う。

身分証明書

No. _____

下記の者は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第53条第1項により厚生労働大臣の委嘱した労働者派遣事業適正運営協力員であることを証明する。

氏名 _____ (年 月 日生)

任期 _____ 年 月 日まで

発行日 _____ 年 月 日

所在地 ○○○○○

発行者 ○○労働局長

(写真)

(注意事項)

- ・この証明書の記載事項の訂正したものは無効とする。
- ・この証明書の有効期間は表面の任期の終了日までとする。
- ・この証明書は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- ・この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- ・この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、任期を終了したとき、又は退任したときには直ちに返納しなければならない。

(労働者派遣事業適正運営協力員について)

- ・労働者派遣事業適正運営協力員は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する施策に協力して、労働者派遣をする事業主、労働者派遣の役務の提供を受ける者、労働者等の相談に応じ、及びこれらの者に対する専門的な助言を行う。
- ・労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。労働者派遣事業適正運営協力員でなくなった後においても、同様とする。